

令和 8（2026）年度不法投棄等監視業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が実施する令和 8（2026）年度不法投棄等監視業務委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

（目的）

- 1 本業務は、栃木県内（原則として宇都宮市の区域を除く。）において、早朝、夜間及び休日を主体とした監視パトロールを実施すること等により、不法投棄、野外焼却及び不適正盛土等の未然防止に努めるとともに、行為者を早期に特定し、廃棄物の撤去等の行政指導等の円滑化を図ることを目的とする。

（実施回数等）

- 2 実施回数等は、次のとおりとする。

- (1) 実施回数

- ア 契約期間中に300回以内とし、うち本業務の実施期間の開始時に計画する定期的な監視回数は230回程度とする。

実施 1 回とは、委託者が指示した、本仕様書（実施方法） 3 (1) で定める業務内容、実施時間を 1 班（2 名以上で編成）が実施するものとする。

- イ 委託者が実施する車両調査の車両誘導支援をする業務は、原則として契約期間内に 2 回、1 回あたり 2 地点とし、この回数は実施回数に含まれる。ただし、車両調査は悪天候等の理由により順延又は中止となることがある。

- (2) 実施日

- ア 定期コース

- (ア) 日中及び夜間コース

栃木県の休日に関する条例第 2 条で定める「県の休日」のうち、委託者が指定した日に 4 ルートで実施する。うち 3 ルートは週 1 回、1 ルートは月 1 回を原則とする。

- (イ) 深夜及び早朝コース

「県の休日」の前日のうち、委託者が指定した日に 1 ルートで実施することとし、週 1 回を原則とする。

- イ 不定期コース

実施日は委託者が個別に指示する。ただし、定期コースを原則とするため、監視地点を不定期コースとして指定する場合であっても、原則として 1 か月以内の期間とし、それ以上の期間の監視が必要となる場合は、委託者が再度不定期コースとして指定又は定期コースに組み入れる等の対応を行う。

- ウ ルート数等の変更

ルート数、実施日及び実施頻度は、委託者と受託者の間での協議により、変更することがある。

（実施方法）

- 3 実施の方法は、次のとおりとする。

- (1) 監視は2名以上を1班として実施する。監視は、複数の指定場所を巡回する業務（巡回監視）、指定場所を指定時間帯監視する業務（定点監視）、委託者が実施する車両調査の車両誘導支援をする業務のうち、委託者が指定した業務を実施する。
- (2) 実施時間は、原則として次のとおりとする。
 - ア 定期コース（週1回又は月1回）
 - （ア）午前5時から午後10時までの間（日中及び夜間）：1回あたり8時間
 - （イ）午後10時から午前7時までの間（深夜及び早朝）：1回あたり6時間
 - イ 不定期コース
その他委託者が指示した時間帯：指示の内容にしたがう
ただし、不定期コースは1回あたり最大で4時間以内とする。
- (3) 監視の実施場所、実施日、実施時間等については、「不法投棄等監視業務指示書」（様式第1号）に基づき、事前に打合せを行い、実施する。実施日に複数の班が監視を行う場合もある（例：3班体制で、内2班は巡回監視、内1班は定点監視等）。
- (4) 本業務の目的達成のため、委託者は、監視箇所の追加の必要等が生じた場合、前項等の内容の変更を受託者に指示することがある。受託者は、委託者と協議のもと、本業務の費用の範囲の中で、変更点を反映した監視業務内容となるよう速やかに調整し、変更後の監視内容を実施する。
- (5) 監視態様は、覆面又は警備車両（ドライブレコーダー搭載）で指定場所等を巡回又は定点監視する等の方法で実施することとし、カメラ（ビデオカメラ、遠距離及び夜間・深夜監視用の望遠レンズ、赤外線カメラ等を併用すること）、通信機器（携帯電話・無線機等）、双眼鏡等の機器及び「不法投棄パトロール中」等のステッカーを用いる。
- (6) 受託者は、監視場所ごとに定位置から写真又は動画撮影を実施し、状況の変化を記録する。
- (7) 監視により不法投棄や野外焼却等を発見したとき及びその他状況の変化を確認した場合は、翌日（翌日が休日等の場合は翌開庁日）速やかに、次により県資源循環推進課及び管轄の環境森林事務所又は小山環境管理事務所（以下「環境森林事務所等」という。）に報告する。

ただし、緊急を要する場合は、その都度、「不法投棄等監視業務連絡図」（様式第2号）に記載された県資源循環推進課担当者及び管轄の環境森林事務所等担当者に報告するとともに、管轄の警察書に通報する。

 - ア 投棄物等の種類、現場の状況等を記録するとともに、現場の概略図等を作成し、不法投棄現場等を特定できるようにする。
 - イ 行為者の人相、特徴及び行為者が使用した車両のナンバー、車種、色、車両に記載された会社名等を記録する。
 - ウ その他特記事項を記録する。
 - エ 原則として現場写真又は動画を撮影する。撮影にあたっては、撮影日を表示させること。ただし監視従事者や器物に危害が生じるおそれがある場合は、この限りではない。
- (8) 前項に定める緊急を要する場合は、次の場合をいう。
 - ア 生活環境上重大な影響が現に生じている、又は拡大している状態で、当該事案に

- 対して直ちに委託者の介入等が必要と考えられるとき
- イ 本業務の実施にあたり、受託者の生命、身体、財産等が損なわれ、又は本業務が不当に妨害されるおそれが生じているとき
 - ウ 受託者が現場近辺等で本業務に係る作業等を行う際に、土地所有者や司法警察又は行政機関等との間でトラブルが生じたとき
 - エ 天災の発生等により、本業務における定例の報告等ができないとき
 - オ アからエ以外で、受託者が緊急やむを得ないと認めるとき
- (9) 監視記録の作成にあたり、監視人員の交代があった際は、前回監視時からの変化等が明確に分かるよう、引継を適切に行うこと。

(日報等)

4 委託者への報告は、次のとおり行うこととする。

(1) 日報

「不法投棄等監視日報」（様式第3号）及び必要に応じて「不法投棄等監視状況報告書」（様式第4号）を作成し、本業務に関し撮影した写真又は動画のデータ（以下、「写真等」という。）と併せて、原則として翌日（翌日が休日等の場合は翌開庁日）中に県資源循環推進課及び管轄の環境森林事務所等に報告する。

ただし、監視により不法投棄や野外焼却等を発見したとき及びその他状況の変化を確認した場合は、翌日速やかに報告する。

(2) 月報

毎月の実施状況について「不法投棄等監視結果報告書（月報）」（様式第5号）及び監視場所ごとに撮影した写真等により、翌月10日までに県資源循環推進課に報告する。

(3) 報告の方法

ア 日報及び月報の報告方法及び写真等の提出方法は、原則として電子メールとするが、データ量等を鑑み、委託者の了承を得た上で、CD-R等の記録媒体による提出とすることも妨げない。

イ 委託者によるメールの送付や記録媒体の提出にあたっては、メールセキュリティソフトによるチェックを行ったり、記録媒体に対するウイルスチェックを行うなど、マルウェア等の対策を十分に実施すること。

ウ 日報及び月報の監視場所ごとの写真等の送付の要否は、委託者から別途指定する。なお、必要に応じてドライブレコーダーの動画を求めることがある。

(受託者の負担)

5 本業務上必要とする人件費及び車両、機材・機器等の維持管理費、消耗品費、通信費等は、受託者の負担とする。

(受託者の要件)

6 受託者は、本業務を実施するにあたり、次の体制を備えなければならない。

- (1) 受託者は、交通誘導警備業務1級検定又は2級検定の合格証明書の交付を受けた者を雇用し、委託者が実施する車両調査の車両誘導支援の際には当該者を派遣できる体

制であること。

- (2) 受託者は、栃木県内に事務所を有し、当該受託業務の責任者を常駐させ、委託者が指示する緊急時の追加監視等の対応が可能であること。
- (3) 受託者は、本業務にあたり適切な情報セキュリティマネジメント及び個人情報保護を行うため、次の認証を取得していること。
 - ① ISO27001認証
 - ② JIS Q 15001認証又はプライバシーマーク認証

(契約締結後の手続)

7 受託者は、委託契約締結後速やかに、業務主任者選任届出書を提出すること。業務主任者の変更があったときも同様とする。

なお、業務主任者に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) 業務主任者は委託者の指示があった場合、また、業務を実施する上で必要が生じた場合には、速やかに打ち合わせを行うこと。
- (2) 業務主任者は各業務を行う者を監督、指導し適切に業務を実施させること。
- (3) 業務主任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

(委託料の支払)

8 委託料は、次により支払うこととする。

- (1) 1か月ごとの実績に応じた精算払とする。
- (2) 受託者は、本業務仕様書の4の(2)により報告した実績に、入札書に記載した単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を委託者に請求するものとする。
- (3) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(守秘義務)

9 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

10 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

様式第1号

事務連絡
令和 ()年 月 日

不法投棄等監視業務指示書 (令和 ()年 月分)

様

栃木県環境森林部資源循環推進課長

番号	実施日	曜日	開始時刻	終了時刻	時間	箇所名	監視方法・要領
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

様式第3号

不法投棄等監視日報

監視担当者	(氏名)
	(氏名)
	(氏名)
実施日	
コース名	
管轄事務所名	

時刻	箇所名	変化の有無	軽微な変化等の場合 その内容
		有・無	

※1 前回監視時からの変化があった場合、様式第4号に詳細を記載してください。

ただし、軽微な変化や付記事項程度の場合は様式第4号への記載に代えて本様式に記載してください。

※2 本業務で初めて監視する箇所についても、様式第4号に現場の概要を記載してください。

不法投棄等監視状況報告書

監視担当者	(氏名)
	(氏名)
	(氏名)
実施日	
コース名	
管轄事務所名	

時刻	監視状況報告内容 (廃棄物の種類、場所(地点)、車両情報(車種、色、ナンバー、大きさ、積荷の内容物)、行為者情報(人数、外見の特徴、氏名等))

- ※1 前回監視時からの変化等が明確に分かるよう詳細に記載してください。
- ※2 本業務で初めて監視する箇所については現場の概要(敷地の形状、隣接道路等を含む。)を記載してください。
- ※3 監視人員の交代があった場合、報告の記載内容の度合いに差異が生じることのないようにしてください。

年 月 日

不法投棄等監視結果報告書（ 年 月分・月報）

栃木県知事 様

受託者

住 所

氏 名

年 月 日付けで指示のあった不法投棄等監視業務（ 年 月分）について、
業務が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

監視実施期間	年 月 日	から
	年 月 日	まで
実施回数		回
監視箇所数	県西環境森林事務所	箇所
	県東環境森林事務所	箇所
	県北環境森林事務所	箇所
	県南環境森林事務所	箇所
	小山環境管理事務所	箇所
	計	箇所
監視等にあたった人員	延ベ	人
監視等にあたった時間	延ベ	時間

※様式第5号（別紙）により内訳を報告すること

